

2023年度 駒澤大学法科大学院活動抄録

- 1 2023年度 駒澤大学法科大学院年次活動報告
- 2 特別講演会報告
- 3 エクスターンシップ
- 4 無料法律相談会
- 5 駒澤大学法科大学院市民ロースクール
- 6 ランチミーティング
- 7 本学法科大学院における授業改善のための諸方策の実施について
- 8 令和5年司法試験合格者・合格体験記

2023年度 駒澤大学法科大学院年次活動報告

【2023年】

- 4月 1日 令和5年度第1日
- 4月 3日 法科大学院前期授業開始
- 5月20日 春季無料法律相談会（法テラス東京・第一東京弁護士会公設事務所渋谷シビック法律事務所・本学法科大学院共催）
- 5月25日 第1回 ランチミーティング（講師 渡邊昌也 弁護士）
- 6月 1日 第2回 ランチミーティング（講師 大塚翔吾 弁護士）
- 6月 8日 第3回 ランチミーティング（講師 芦葉 甫 弁護士）
- 6月10日 法科大学院協会総会
- 6月15日 第4回 ランチミーティング（講師 山口翔太郎 弁護士）
- 6月25日 前期・教員相互授業参観週間（～6月30日まで）
- 7月 1日 第20回市民ロースクール「相続登記義務化」って何？～疑問を解決！渡邊昌也氏・弁護士／本学法科大学院修了生（対面実施、受講者20名）
- 7月 7日 法科大学院前期授業最終日（定期試験・補講除く）
- 7月12日 令和5年司法試験実施（12日、13日、15日、16日：本年より在学中受験開始）
- 7月31日 前期・学生ヒアリング実施（オンライン実施）
- 8月 1日 前期エクスターンシップ実施（～9月15日まで）
- 8月28日 刑事施設見学（拘置所見学）
- 9月12日 刑事施設見学（刑務所見学）
- 9月16日 法科大学院学位授与式（修了式、9月修了者対象）
- 9月19日 法科大学院後期授業開始
- 11月 8日 司法試験合格発表（本学法科大学院修了者：2名合格、外国人留学生の合格者輩出さる）
- 11月 8日 法曹養成研究科11月定例教授会（令和6年度研究科長、専攻主任選出さる）
- 11月25日 秋季無料法律相談会（第一東京弁護士会・本学法科大学院共催）

- 11月27日 後期・教員相互授業参観週間（～12月1日まで）
- 11月30日 司法試験合格者を祝う会・当局への報告
- 12月9日 法科大学院協会総会・シンポジウム
- 12月11日 合格者報告会①（報告者：令和5年司法試験合格者 細川龍之介氏）
- 12月12日 合格者報告会②（報告者：令和5年司法試験合格者 金成氏）

【2024年】

- 1月7日 共通到達度確認試験実施
- 1月15日 法科大学院後期授業最終日（定期試験、補講除く）
- 1月25日 特別講演会「経済産業省職員事件 最高裁判決一性同一性障害者の排除問題が問う、司法の在り方」立石結夏先生（弁護士、オンライン実施、受講者25名）
- 1月30日 後期・学生ヒアリング実施（オンライン実施）
- 2月1日 後期エクスターンシップ（～20日まで）
- 2月10日 第21回市民ロースクール「人と動物の共生する社会の実現に向けて」島昭宏氏・弁護士／本学法科大学院修了生（受講者14名）
- 2月17日 青野教授・日笠教授 退職記念最終講義（本学深沢校舎アカデミーホール）
- 2月26日 少年院見学
- 3月21日 エクスターンシップ・報告会（例年とは実施時期が異なる）
- 3月23日 法科大学院学位授与式（修了式）
- 3月26日 新年度説明会（在校生オリエンテーション、オンライン実施）
- 3月31日 令和5年度最終日

【記事：順番は50音順】

- 青野博之教授（専攻：民法学）：令和5年度末で定年退職
- 日笠完治教授（専攻：憲法学）：令和5年度末で定年退職

特別講演会報告

1. 講演者

立石結夏 [たていし ゆか] 先生 (弁護士)

2. 演題

経済産業省職員事件 最高裁判決—性同一性障碍者の排除問題が問う、
司法の在り方

3. 開催日・方法

令和6年1月25日(木) 13時～15時

オンライン (Google Meet) で実施

◆講師プロフィール

早稲田大学法学部、琉球大学ロースクール修了 2011年弁護士登録
現在、新八重洲法律事務所に所属し、企業・金融法務に従事
一般社団法人生命保険協会・裁定審査会補佐弁護士 / 第一東京弁護士会・性
の多様性理解促進PT座長 / NPO 法人東京レインボープライド監事

◆主な著書・論文・訳書

共著に「詳解 LGBT 企業法務」(青林書院)、「セクシュアルマイノリティ
Q & A」(弘文堂)等。Web 日本評論「ルッキズムと法」シリーズ、「LGBTQ・
性的マイノリティと法—トランスジェンダー女性の諸問題」シリーズを執筆。
法学セミナー 2017年10月「セクシュアル・マイノリティと暴力」、法学セミナー
2021年5月「「女性らしさ」を争点とするべきか—トランスジェンダーの「パ
ス度」を法律論から考える」、労働法律旬報 No.1994 10月下旬号「性同一性障
害者職員に対する職場の処遇の違法性」、法学セミナー 2023年9月号「トラン
スジェンダー女性問題から見える社会の歪み—経済産業省職員事件」等、関連
論文・論考多数。

エクスターンシップ

1 事前説明会

主に新2年生を対象として、エクスターンシップ実施に向けた事前説明会を開催し、研修目的、研修期間・研修事務所、研修内容等についての説明が行うことを想定している。

2 申込手続と履修者の選抜

エクスターンシップの申込書の提出締切りまでに申し込んだ者から選抜が行われる。

選抜方法は、求められている単位の取得状況及び成績（GPA）、さらに法科大学院の執行部とエクスターンシップ担当委員が面接を実施して選抜する（そのため、選抜の結果、希望が叶わないことも有り得る）。前期と後期にエクスターンシップを実施しているが、面接を行って学生の強い意欲を確認した上で、履修を認めることにしている。

3 研究者教員による事前指導（8月及び1月）

前・後期エクスターンシップの前に、研究者教員が事前指導を行った上で、学生の受入れをお願いする法律事務所へ学生と共に挨拶に伺う。事前指導の内容は、守秘義務や研修の内容・方法等を中心とするものである。

4 エクスターンシップの実施（前期：8月1日～9月15日・後期：2月1日～2月20日）

前期は8月1日から9月15日、後期は2月1日から20日のうち、平日10日間、1日8時間の研修を標準とするエクスターンシップを実施することになっている。エクスターンシップの実施期間を前期と後期に配置し、履修受入期間も長く確保することによって、受入先事務所から、より柔軟に受入期日を確保していただけのようにしている。履修学生は第一東京弁護士会所属の先生方の法律事務所に研修の受入れをお願いしている。履修学生は、①訴訟記録の閲覧、②法廷

傍聴、③弁論準備手続期日における立会い、④訴訟に関する争点整理表の作成、⑤和解期日における立会い、⑥要件事実論を前提とした訴状・答弁書の起案、⑦内容証明郵便の作成、⑧法律相談への立会い、⑨最高裁の新判例の研究、⑩具体的法律問題の分析などの実務研修に真剣かつ熱心に取り組むことが求められる。いずれの法律事務所も、履修学生の実務研修を司法修習生の場合と同等の扱いで受け入れていただくことになっている。

実務研修の終了後、履修学生は、研修日誌及び作成した法律文書を担当教員に提出し、研修の内容と成果を確認することが想定されている。

5 エクスターンシップ・本年度の実施状況

本年度にあっては前期に6名が履修した（後期の希望者は0名）。希望者は8名であったため、遺憾ながら選考を実施した。ここ数年では希望者が激増した感がある。エクスターンシップを経験した学生による報告会を令和6年3月21日（木）15時（オンライン）から実施する予定である。例年、報告会は在校生オリエンテーションの際に実施していたが、諸事情により、本年度は在校生オリエンテーションよりも早い段階で実施する予定である。

無料法律相談会

本年度、以下の通り無料法律相談会を実施した。

I. 春季

- 1 日時 令和5年5月20日(土)13時～16時
- 2 場所 渋谷法律相談センター(法テラス指定相談場所)・渋谷シビック法律事務所(渋谷東日本ビル5階)
- 3 共催 日本司法支援センター東京地方事務所(法テラス東京)、第一東京弁護士会公設事務所渋谷シビック法律事務所、駒澤大学法科大学院
- 4 後援 第一東京弁護士会
- 5 目的 ①本学におけるリーガルクリニック開設の広報
②市民感覚を備えた法律家の要請
③社会に身近な司法としての貢献
- 6 担当弁護士 第一東京弁護士会所属弁護士
- 7 相談件数 10件
- 8 研修学生 4名

II. 秋季

- 1 日時 令和5年11月25日(土)10時～12時
- 2 場所 駒澤大学法科大学院
- 3 共催 駒澤大学法科大学院、第一東京弁護士会
- 4 講演 第一東京弁護士会
- 5 目的 ①本学近隣住民へのリーガルサービスの提供
②本学法科大学院の存在と活動内容の広報
③法律相談実務の実体験による学生の修学意欲の高揚
④ローヤリング、エクスターンシップ及びリーガルクリニック各科目における学習成果の確認場所の提供
- 6 担当弁護士 第一東京弁護士会所属弁護士、駒澤大学法科大学院実務家教員
- 7 相談件数 8件
- 8 研修学生 4名

駒澤大学法科大学院市民ロースクール

一. 概略

駒澤大学法科大学院は、世田谷区に存在する唯一の法科大学院として、身近な法律問題に関する情報や知識を提供すべく連続講座「市民ロースクール」を開催している（予約不要、参加費無料、なお、オンライン実施の場合のみ事前登録必要）。本年度は2回開催した。

二. 開催状況

◎第20回

1. 講師 渡邊昌也氏

2. 講師プロフィール

早稲田大学卒業、同大学院修了。東京都大田区で司法書士として司法書士事務所を経営する傍ら、駒澤大学法科大学院に入学、修了し、令和3年司法試験合格。令和4年12月 弁護士登録、司法書士再登録。現在、東京都大田区で法律事務所を経営。

3. テーマ 「相続登記義務化」って何？～疑問を解決！

4. 開催日時 令和5年7月1日（土）10時～11時30分

5. 開催場所 駒澤大学法科大学院棟 402 教室

6. 講師から

「相続登記義務化」。最近、テレビや新聞等でよく見かける言葉です。登記は、ご自宅を購入した際に経験した方も多いでしょう。しかし、今回、登記が義務化されたのは、相続についてだけです。「なぜ、相続についてのみ登記が義務化されたの？」「義務化とはどのようなこと？」「義務化で、相続登記は容易になるの？」「相続登記をするためには何をすれば良いの？」等、様々な疑問があるかと思います。本講座では、こうした疑問についてわかりやすく解説します。「相続登記義務化」についての不安を解消しましょう。

◎第21回

1. 講師 島昭宏氏
2. 講師プロフィール

弁護士法人アールイツ法律事務所・代表弁護士。1986年早稲田大学政治経済学部卒業。2008年、駒澤大学法科大学院を修了し、2010年、弁護士登録。東京弁護士会・公害環境委員会にて、2014年、動物部会を発足させる。超党派の動物愛護議連・動物愛護法改正PTアドバイザー。

3. テーマ 人と動物の共生する社会の実現に向けて
4. 開催日時 令和6年2月10日（土）10時から11時30分
5. 開催場所 駒澤大学法科大学院棟402教室
6. 講師から

動物への関心が高まっています。地域猫、TNR活動、さくら耳、アニマルフェア（動物福祉）、平飼い卵といった言葉が知られるようになり、犬や猫を飼うために、ペットショップではなく、まずは譲渡会へ行ってみようという人が今や少なくありません。ヴィーガン・メニューも人気です。他方、熊や鹿、イノシシなどが人の生活地域に現れ、様々な被害がニュースになっています。私たちの社会は、動物との関わりなく成立することはできません。動物の命をモノと同じように扱う時代は過去のものになりました。人と動物の共生について、真剣に考える時が来ているのです。今日をその始まりの日にしましょう。

ランチミーティング

一. 概要

ランチミーティングとは、昼休みに出身法曹等を招いて、学生と近い距離で懇談するというものである。本年度は、本学法科大学院出身の弁護士が講師となり対面形式・オンライン方式の二方式で開催された。内容面では、司法試験受験生の全体的傾向として手薄になりがちであり、かつ、勉強の方向性を誤らなければ得点源にもなり得る、商法以下の科目（商法、民事訴訟法、刑事訴訟法、行政法）の4科目に焦点をあて、お話頂いた。学生諸君にとって一番身近な本学法科大学院出身の実務家の先生（司法試験合格者）から貴重な情報を得られる絶好の機会であることから、学生諸君の積極的な参加並びに自ら情報を掴むべく努力することを奨励した。また、修了生の参加も歓迎した。合計4回開催された。

二. 開催状況

- | | | |
|-----|----|-------------------------------|
| 第1回 | 日時 | 令和5年5月25日(木) 12時～12時50分(対面) |
| | 内容 | 刑事訴訟法 |
| | 講師 | 渡邊昌也 弁護士 |
| 第2回 | 日時 | 令和5年6月1日(木) 12時～12時50分(オンライン) |
| | 内容 | 民事訴訟法 |
| | 講師 | 大塚翔吾 弁護士 |
| 第3回 | 日時 | 令和5年6月8日(木) 12時～12時50分(オンライン) |
| | 内容 | 商法 |
| | 講師 | 芦葉甫 弁護士 |
| 第4回 | 日時 | 令和5年6月15日(木) 12時～12時50分(対面) |
| | 内容 | 行政法 |
| | 講師 | 山口翔太郎 弁護士 |

本学法科大学院における授業改善のための 諸方策の実施について

1 FD委員会の開催

本学法科大学院では、開設年度より、授業方法及び授業内容の改善を目的として、法律専門分野ごとにFD（ファカルティー・ディベロップメント）部会が設置されている。当該部会では、それぞれの分野に属する教員が、主として定期的に授業方法や内容について協議しその改善を検討し、また相互の授業参観のための日程等について打ち合わせを行った。

また、これらの各FD部会を統括する委員会として、本学法科大学院の専任及び特任教員からなるFD小委員会が設置されている。この委員会は、必要に応じて、毎月開催される教授会の終了後に開かれており、主として各FD部会からの意見を取り纏めて検討するとともに、教員全体に関わる授業改善に関する事項について協議している。また、平成23年度から、授業終了後の時期に、授業を担当する兼担・兼任教員も参加する拡大FD小委員会が開かれている。本年度は、FD小委員会において、新カリキュラムの評価などを中心に教育の質を向上させるべく活発に議論が行われた。

なお、法科大学院における以上の各委員会の大学全体での位置づけを明確にするため、学長・副学長等からなる駒澤大学法科大学院FD推進委員会規程が制定され、平成18年度からFD推進委員会が開催されている。また、これに関連して、日弁連法務研究財団を第三者評価機関とする認証評価が平成18年11月13日から15日の3日間に渡り実施され、その結果、平成19年3月26日に、財団が定める法科大学院評価基準に適合していると認定された。本法科大学院は、初の適合認定校である。

平成23年度、日弁連法務研究財団を第三者評価機関とする2回目の認証評価が平成23年11月14日から16日の3日間に渡り実施された。その結果、平成24年5月30日、適合との認定を受けた。

平成28年度、日弁連法務研究財団を第三者評価機関とする3回目の認証評価が平成28年10月31日から11月2日の3日間に渡り実施された。その結果、平成29年3月29日、適合であるとの認定を受けた。不適合と判断される法科大学院が増加している中、本法科大学院が適合認定を受けていることは評価さ

れるべきことであろう。令和元年11月12日、日弁連法務研究財団による法科大学院認証評価再評価現地調査がなされた。令和2年3月30日、平成29年3月29日に出された適格認定を変更するものではないとする結果が公にされた。

令和3年度、日弁連法務研究財団を第三者評価機関とする4回目の認証評価が令和3年10月18日から10月20日の3日間に渡り実施された。その結果、令和4年3月、適合であるとの認定を受けた。法科大学院における第三者評価機関による認証評価は、通常の学部・大学院に対してなされるものとは比較にならない程厳格であるというのが率直なところであり、適合認定を得ていることは大変に価値のあることである。まして、著名な法科大学院でさえ適合認定を受けていない法科大学院が存在し、学生募集を継続している昨今の情勢からすれば、本学法科大学院は公的に法曹養成教育を継続することが認められた法曹養成機関であると断言でき、誇るべきことでもある。

2 学生ヒアリングの実施

本年度は令和5年7月31日及び令和6年1月30日に、全学年合同でリモート形式により学生ヒアリングが実施された。具体的には、学生が日頃の授業・予復習等の自習で利用している法科大学院棟に関する要望（施設面での要望）、履修科目を担当する教員の授業方法・内容に関する要望（教学面での要望）、その他の要望について、執行部（研究科長・専攻主任）・運営委員（学生・修了生担当）の教員並びに法科大学院事務室担当者（事務職員）が学生から直接意見や要望を聞くものである。例年、定期試験終了後に実施している。学生ヒアリングでは、学生から多方面にわたり建設的な意見・要望が出されており、これらの意見及び要望を集約し、必ず意見・要望については（実現可能・不可能の別を問わず）すべて回答することとし、教学に関する問題については、FD小委員会や同部会で検討するなどして必要な改善を図っている。

3 授業参観の実施

本学では、授業改善の目的から、教員が他の教員の授業を直接見学して問題点を指摘する授業参観を実施している。平成16年度は、本学の専任及び特任教員のみでの授業について授業参観を実施した。しかし、平成17年度からは、前期及び後期の各学期において、原則として非常勤教員をも含め本学において

開講されているすべての科目を対象にして、本学の教員が分担して授業参観を実施している。そして、各教員の授業方法や授業内容について、授業参観報告シートを作成している。具体的には、「授業実施の形式的面（教員の板書の字、話し声等）、授業の進め方について（双方向・多方向授業の実施状況等）、その他、当該授業に関する意見や感想（評価すべき点、改善すべき点）」を記入し、これを各教員に渡し授業改善を図っている。本年度にあっても、教員相互の授業参観を実施した。

4 授業評価アンケートの実施

本学では、原則としてすべての開講科目について学生に対する授業評価アンケートを実施している。この授業評価アンケートには、各セメスターの中間に実施される中間アンケートと、各セメスターの期末に実施される期末アンケートがある。実施方法は、中間アンケートでは、アンケート用紙を用いて各担当教員が任意の時期に実施している。期末アンケートでは、TKCを利用し、WEB上で回答する方法で実施している。期末アンケートは、授業終了後に回収する措置を執っているため、その回答率は高くなっている。

中間アンケートは、各教員が任意に実施するもので、主として授業実施方法等の形式的側面に重点をおいて学生の意見を聴くことを目的とする。期末アンケートは、本学において開講されている全科目について実施されるもので、授業方法、授業内容、学生自身に関するアンケート項目を設定し、5段階で評価する項目および自由記述により構成されている。そして、このアンケートの結果は、学年全体としての全体集計、学年ごとの学年別集計、および各科目・クラス別の集計に分けて集計され、各アンケートに記載された個別的な学生のコメントをもあわせて、各教員に配布される。

5 アンケートの結果に対する教員の改善提案及び小冊子の作成

以上の学生による授業評価アンケートの結果に基づいて、各教員は、①自己の授業に対するアンケート設問別の評価及び平均点、②自己の授業に対する各学生の個別的なコメント、③今後の授業改善に向けた取組み、改善策、④授業改善のための学生への要望の、それぞれについてコメントを作成した。そして、これらのコメントを一冊の小冊子にまとめ（駒澤大学法科大学院『授業評価と

授業改善』）、学生全員に配布している。

また、平成27年度から、前年度に記載した「今後の授業改善に向けた取組み、改善策」についての本年度の状況等を記載することとし、授業改善の進捗度を明らかにするようにした。

6 クラス担任による学生との面接

その他、本学では、クラス担任制を採用している。これは、各教員が数名の学生を担当するものとし、学生の希望に応じて随時に面談することにより、学生の様々な学習上の相談や疑問に対して、適切なアドバイスを行うことを目的としたものであり、同時に授業に対する要望や改善提案をも受け入れている。本年度、特任教員以外の専任教員は一定の人数の学生を担当している。各学期末の成績発表後には、成績が芳しくない学生に対して、担任教員が学修相談や指導を行っている。令和元年度から本制度をより活性化すべく、年度当初において履修科目について学生が担任教員と相談することが求められた。本年度にあっては、各々の教員の創意工夫により適宜学生対応がなされた。

7 オフィスアワー制度による学生との面接

上述のクラス担任制の他に、さらに学生からの授業内容や方法についての意見を聞く場として、オフィスアワー制度がある。これは、各教員が、一定の時間帯には必ず法科大学院の研究室に待機し、その間に訪れた学生の授業に関する質問や意見に対応するものであるが、この制度を通して、授業に対する改善の要望や意見を取り入れることができるようにしている。今年度も、学生が各教員のオフィスアワーの時間帯に教員の研究室を訪ね、授業について質問をし、授業内容を確認することが活発に行われていた。

8 定期試験質疑応答および成績質疑応答制度

第2回認証評価における議論を受けて、定期試験質疑応答制度を設けた。従来は、成績評価が発表された後に、成績質疑応答が実施されていたが、定期試験終了から期間が空いてしまっており、定期試験を通した学生の学修に資するという側面はあまり重視されてこなかった。そこで、定期試験終了後、あまり期間を空けずに定期試験についての質疑応答を実施することにより、学生の新

鮮な記憶に基づく指導が可能となっている。

9 講評講義の実施

平成 28 年度前期からは、任意参加であるが、定期試験終了後に講評講義を実施した。これまでは、各教員の裁量で、講評講義を実施していたが、法科大学院全体として、実施することとした。これまで行っていた書面に加えて、口頭で定期試験の講評をすることで、よりいっそう出題意図や採点において重視したことなどが伝わると考えたためである。TKC 上の出題趣旨の記載とともに、学生に実際に講義することにより、定期試験の趣旨、解答する際の留意点など、丁寧に教育を進める方向に一步進めたと評価することができる。令和 5 年度にあっては、原則としてオンラインで実施し、教員から教育的配慮により対面を希望する際には例外的に対面で実施した。

10 学修状況評価の本格的実施

かねてより研究科教授会並びに FD 小委員会において慎重に検討が加えられてきた、学修状況評価を令和 2 年度前期から本格的に実施することとなった。本学法科大学院が少人数教育を展開していることから、その利点を活かし、かつ、学生個々への修学指導を充実させるために実施するものである。令和 5 年度も実施した。

11 教育課程連携協議会

学校教育法施行規則等の一部を改正する省令（平成 29 年度文部科学省令 35 号）（平成 31 年 4 月 1 日施行）に伴い、教育課程連携協議会の設置が求められた。本研究科にあっては教育課程連携協議会を設置するという対応を行った。令和 5 年度においては令和 6 年 3 月に開催する予定で調整中である。

令和5年司法試験合格者・合格体験記

一. はじめに

令和5年に実施された司法試験において、本学法科大学院を修了した2名の諸氏が司法試験合格の栄冠を勝ち得た。様々な困難がある中で司法試験の勉強を継続し、合格された諸氏に最大限の賛辞を送り、今後、法律家として社会で幅広く活躍されるであろうことを心から祈念するものである。

今般、合格者2名全員に司法試験合格体験記の執筆を依頼したところ、1名の合格者から体験記が寄せられた。内容的には既に本学法科大学院TKCで公開されたものと同じである（形式面で僅かな違いがあるに過ぎない）。

本学法科大学院学生をはじめとする司法試験合格を目指す諸氏にとって、直近の司法試験合格者の生の声に優るアドバイスはなく、極めて貴重なものと考えられる。それ故、合格体験記を本誌に掲載するに至った次第である。

なお、合格体験記は令和6年1月10日までに執筆・受領されたものであることを付記しておく。また、合格直後の多忙な時期であるにもかかわらず貴重な体験記を寄せて頂いた合格者に深く感謝申し上げる次第である。

二. 合格体験記（細川隆之介氏）

0. 細川 隆之介（ほそかわりゅうのすけ）氏・経歴

2020年3月 他大学法学部卒業

2020年4月 駒澤大学大学院法曹養成研究科入学（既習）

2022年3月 駒澤大学大学院法曹養成研究科修了

2022年司法試験 総合点不合格

2023年司法試験 合格

1. はじめに

(1) お世話になった皆様へ

この度、司法試験に合格いたしました。

この合格は、何よりも、駒澤大学法科大学院で学んだ日々無くしては迎えることができませんでした。本学法科大学院及び司法研究所の教職員の皆様、ご

退任・ご異動された教職員の皆様、本学関係者の皆様、第一東京弁護士会の皆様、弁護士法人渋谷シビック法律事務所の皆様、本学法科大学院法曹会の皆様、法科大学院棟の維持・管理業務をしてくださっている皆様、学友の皆様、本学法科大学院にご支援・ご協力くださっている皆様へお礼申し上げます。

他にも、私の合格をお見守りくださったすべての皆様へお礼申し上げます。

今後も、「人に寄り添い、社会と繋がる法曹＝駒澤法曹」の精神を忘れず、法科大学院で学んだ日々を活かして精進して参ります。

(2) 本体験記の内容につきまして

本体験記の執筆料を含め何らかの名目で、駒澤大学、予備校、その他の個人・団体又はその関係者から、金銭その他の利益提供を受けた又は今後受けることがあります。ただし、その利益提供を対価とする宣伝の依頼等はされておられません。

司法試験の合格に必要なものは、短答では「専門的な法律知識及び法的な推論の能力」(司法試験法3条1項柱書)、論文では「専門的な学識並びに法的な分析、構成及び論述の能力」(同条2項柱書)です。ただ、合格方法、すなわち必要な勉強の内容や方法は、人により異なります。暗記力が桁違いに優れている方は、あらゆる判例、学説、過去問の答案例を暗記すれば合格できるかもしれませんが、暗記を全くできない方は、思考力や表現力を磨くしかありません。文字を書くスピードが速い方は、判例等の必要な言い回しを丸々書けますが、遅い方は、重要なキーワードを選別する必要があります。短答で安定して8割以上を取れそうな方は、論文で他の受験生と足並みを揃えれば合格できるかもしれませんが、短答で合格点ギリギリになりそう方は、短答合格を確実にした上で論文で他の受験生よりも高得点を取らなければなりません。得意科目と苦手科目のバラつきがある方は、苦手科目の影響で足切りにならないようにする必要がありますし、全ての科目が人並みという方は、ミスをしないうことが重要かもしれません。本体験記の内容も、受験年、学習歴、心身の状況、経済状況、家族の状況、仕事の状況等により、全ての方に当てはまるものではありません。一つの参考になるかならないか程度のもので捉えてください。

本体験記の中で、「大科目」及び「小科目」という言葉を用います。「大科目」は、選択科目、公法系科目、民事系科目、刑事系科目を指します。「小科目」は、試験時間ごとの問題、すなわち選択科目、憲法、行政法、民法、商法、民事訴

訟法、刑法、刑事訴訟法を指します。これらは、私が独自に使う言葉であり、司法試験受験界で一般的な言葉ではないかと思われます。

2. 法科大学院入学前

(1) 高校時代

高校が大学附属校であり、進学先が法学部に決まりましたら、司法試験の勉強をしようと考えておりました。そして、法学部への進学が決まり、司法試験予備校の申込みをいたしました。当初、司法試験の勉強は、思考力であり、暗記ではないと言われておりました。しかし、いざ勉強を始めてみますと、テキストに次々とマークをさせられ、「これを覚えて」、「これは丸暗記」といった指示ばかりで、ガッカリいたしました。よく、『司法試験をよく知らない人』が、「司法試験って六法ってやつを覚えるの?」と問い、『司法試験を知っている人』が、「六法は試験中に使えるから覚えなくて良いんだよ(笑)」と答えるあるあるネタのようなものがあります。しかし、私に言わせれば、六法で済むのであれば気楽な話です。特に短答では、六法(成文法)を覚えているかを問うような問題が出ることもあります。もちろん、六法の中身には事実上の優先順位が付きますが、出題範囲に具体的な制限が無い以上、実質的に、六法を覚えることを求めているのではないかと感じることもあります(そうは言っても、そのようなことは不可能ですので、ほどほどにした方が良いかと思います)。そして、成文法に加え、判例・裁判例、学説、どこかの誰かが決めた言葉の定義等、司法試験では覚えることだらけではないでしょうか。

(2) 学部時代

勉強開始から少し経った頃、予備校の選抜ゼミの選抜試験がありました。学部の講義や課題が忙しく、なかなか予備校の復習をできておりませんでした。なぜか選抜試験に合格し、そのゼミに参加することになりました。司法試験の勉強を始めたての人は、一部を除いて、思うように勉強できていなかったのかもしれませんが、しかし、そのゼミでは、圧倒的に勉強が進んでいる人が沢山いらっしや、自分が遅れをとっている現実と直面いたしました。選抜試験は定期的になされ、入れ替え制でしたが、途中で選抜試験を受けもせず、選抜ゼミを去りました。

そのような状況で、予備校のカリキュラムを後回しにしつつ、学部の講義や

課題をこなす日々が続きました。3年生になり、周りは就活を始めておりました。しかし、学部入学前から司法試験を受けると周囲に宣言していた手前、もはや退くことはできず、就活を一切せず、法科大学院への進学を決めました。

3年生の終わりか4年生の始め頃、(出身の法学部と同じ大学の)学内者向け法科大学院説明会がありました。その説明会の内容や同法科大学院の方針上、私が法曹を目指す上での価値観と離れた点が複数あったため、同法科大学院については受験しないことにいたしました。

私は、幼少期より駒澤大学の近くに住んでおりましたので、本学はかなり身近な存在でした。また、自宅から駒沢大学駅に行く際には、本学の法科大学院棟が目につくため、司法試験の勉強を始めてからは、本学法科大学院の存在をずっと意識しておりました。そのため、自分の中では、本学へ通学して司法試験に合格するイメージが一番明確にできておりました。具体的に本学について調べ始めると、まず、「人に寄り添い、社会と繋がる法曹 = 駒澤法曹」という言葉が目にとまりました。文字面自体が凄くカッコいい標語ではないかもしれませんが、大袈裟な標語よりも法曹たる仕事の本質を端的に表していると思いました。その瞬間、ここで学び、合格後もこの価値観を持って法曹として活動していきたいと考えました。本学法科大学院の司法試験合格率が低いことは承知しておりましたが、0%ではなかったため、自分がすべき勉強をしっかりとすれば問題無かろうと思い、特に気にしませんでした。

1回目の受験では初年度授業料の半額免除を得ることができ、もう一度受験をして全額免除を得ることができましたので、無事、本学へ入学することになりました。

3. 法科大学院時代

2020年4月の入学が近づいてきた頃、新型コロナウイルスが話題になり始めました。他のほとんどの法科大学院では、講義開始を遅らせる対応を取っておりました。本学では、いち早く学習を始めることが重要である等ということで、ほぼ予定通り、4月の講義が開始いたしました。入学者オリエンテーションにおいて、ある先生が、「君たちは泥舟に乗った」というお話をされたのを覚えております。司法試験受験が泥舟なのか、本学が泥舟なのか、どちらを指しているのかはともかく、「もう引き返せないところきた。とにかく合格す

るしかない」と覚悟が決まりました。当初は、正直、オンライン講義の体制も完璧とは言えない面がありましたが、先生方の学生を合格へ導く気持ちが伝わりましたので、他大学の法科大学院生がコロナ騒ぎで落ち着かない中でも、自分がすべき勉強を淡々としていこうと思いました。

在学中は、それなりの成績を取ることができ、2年目（既習3年生）の授業料の全額免除も得ることができました。

合格後振り返って考えますが、少なくとも私が受講した範囲で、本学法科大学院の講義方針は、基本的に、司法試験の合格から間違った方向に向いてしまっていることはないと思います。当然、法科大学院の講義のみで合格に辿り着くことは難しいかと思いますが、講義外の学習においても、他に拠り所が無ければ、先生方を大いに頼って問題無かろうかと思えます。学生の顔と名前はもちろんのこと、性格、思考の仕方、起案の癖等、細かいところまで先生方に把握いただき、個々に合った指導をいただけるのは、本学の最大の特徴であり、他大学の法科大学院には無い優位性であろうかと思えます。もちろん、予備校の教材、講師、質問システム等の方がご自身に合っているとせば、法科大学院には遠慮せず、そちらをしっかりと利用しても良いでしょう。

修了直前、本学法科大学院の学生募集停止の発表がありました。私は、各法科大学院が色々と苦境に立たされていることは承知いたしておりましたので、募集停止自体は仕方がない面もあろうかと思いました。ただ、他校での募集停止の例をよく知らないため何とも言えませんが、当事者として募集停止に立ち会った感想としては、発表時期、方法、募集停止の決定手順の点で問題があったとは思っております。発表時期が、司法試験直前で、修了生・修了予定者は、試験と関係無いことについて無駄な不安を抱いたかと思えます。新入生も、入学先を決定した段階であり、募集停止をするならば他の法科大学院に行きかかった人もいるかもしれません。また、司法業界は狭い業界と言われますし、特に本学は第一東京弁護士会と提携をしていたりということもありますので、その辺りの話し合いを綿密にせず不義理を働いていたとすれば、本学出身者のキャリア形成に影響が出るとも思いました。そのようなこともあり、試験直前の重要な時期に、個人的にも募集停止関連について随分エネルギーと時間を使ってしまった気はいたします。在学生、司法研究所研修員及び受講者の皆様におかれましては、今後も大学に対してあれこれ不満を感じることもあるか

かもしれませんが、まずは、ご自身がすべき勉強に専念することが重要かと思えます。法曹になる身として沈黙が正しいとは申しませんが、自分の人生について最後に責任を取ってくれるのは、法科大学院でもなく、学校法人でもなく、自分自身です。上記の予備校の話も同様ですが、とにかく、ご自身の合格にとって何が重要であるかを最も重視しましょう。

修了時には、学長賞をいただきました（なお、これで上記のように懐柔されたわけではありません）。授与に際しての学長の言葉は、受賞時にいただいた賞状によれば、「あなたは学業によく精励し優秀な成績を修めるとともに法曹となるにふさわしい人格の陶冶に努められました」です。このような賞をいただきながら法曹になれば、本学法科大学院の名を汚すことになります。募集停止の決定手順が本学法科大学院出身者へ与える影響を懸念して大学に不満を感じた手前、私も、本学法科大学院の名を汚さないため、必ず合格しなければならぬと思いました。

4. 修了後

在学中、論文の過去問の取り組みについては、小科目によりばらつきがありました。ただ、先生方や学友の方からどう見えていたかはともかく、自己評価としては、文章を書くこと自体には一定の自信がありました。そのため、直前に新たな過去問に手をつけることはいたしませんでした。むしろ、論文に必要な知識不足、いわゆるインプットが不完全なことに不安がありました。

また、短答の勉強が完全に後回しになっておりました。憲法と刑法については、ある程度なんとかなりそうという感覚でしたが、民法については、足切りのおそれがありました。そのため、1回目の司法試験直前は、民法の短答対策をしている時間が長かったと記憶しております。

そのような状態で試験を迎えることになったため、正直、合格が難しいようなネガティブな気分になっておりました。変な話ですが、受験番号さえ好きになれませんでした。

5. 1回目の司法試験（2022年5月）

マスクの着用が義務でした。個人的に、意地でも着用したくないとまでは言わないものの、マスクを着用すると肌が擦れて不快感を感じたり、息苦しく感

じるので、あまり着用したくはありませんでした。そうは言っても、診断書を用意して申請したり等というほどの労力を使いたくはありませんでしたので、特別措置の申請等をするのではなく、マスクを着用いたしました。

受験の感想としては、本番では意外と頭が回るもので、論文については思っていたよりも書けたかなという感覚でした。ただ、採点がどのようになるかは全く分からないと思いました。試験期間中の行動として良くなかった点を挙げるとすれば、論文の民法で設問3を数行しか書けず、酷い点数であると思ひ込み、落ちたらどうしようと思い、2日目の夜や中日に予備校の講座等、不合格後の勉強方法を調べてしまったことです。結果的には、最低限の条文の指摘等ができていたからかもしれませんが、民法の順位は良かったので、無駄な時間を使ってしまったと思います。

6. 1回目の司法試験後

(1) 合格発表

手応えとして、短答については、足切りは回避できたと思いましたが、やはり合格点ギリギリかなという感覚でした。数日後、予備校の短答自己採点システムを利用して点数予想を確認したところ、例年の水準ならば短答は合格できそうな点数でした。結果が送付され、実際に短答は合格しており、割と安心をしました。そのため、合格発表までは、一旦勉強をセーブしようと思い、定期的に、映画を観たり、ドラマを観たり、知人と飲みに行ったりして過ごしておりました。

そして、合格発表の日を迎えました。しかし、受験番号を見つけることはできませんでした。短答の点数があまり良くなかったので、簡単に合格はできないとは覚悟しておりましたが、絶対に不合格とも思っておりませんでした。そのため、もちろん、不合格はショックでした。

一方、仮に合格しても司法修習をやっていけないのではないかと感じておりましたし、就活やら何やらをどのように進めていくのかも全くイメージがついておりませんでした。また、1回目の受験時には、お恥ずかしながら、受験生としての心構えが不足しておりました。(以下数行は、今後変更の可能性があるので、皆様の受験の際に、試験日程や採点ルール等を改めてご確認ください) 流石に、初日が選択科目と公法系科目ということや試験時間が2、3時間であ

ること、4日目が短答であることは把握しておりましたが、2日目が民事系科目、3日目が刑事系科目であることについては、本当の試験直前期まで身についておらず、よく受験票を確認しておりました。また、朝何時くらいに会場へ行く必要があり、何時に起きる必要があるかということも、試験数日前にやっと確認する状態でした。もっと言えば、論文足切りが、小科目ではなく大科目で判断されることについては、試験の結果が出てから知りました。また、総合点の計算において論文の点数が1.75倍されることも、何となくのイメージはありましたが、正確な数字を常識レベルで覚えたのは1回目の試験後であったかもしれません。そういう意味で言えば、私が1回目の受験で不合格であったのは、それなりに妥当な結果であったのかもしれません。

合格発表から少し経ち、成績通知書が届くと、合格に足りない点数は僅かでした。短答をもう少し勉強したり、テキストをもう一周くらいして論文の精度を高めれば合格できていたかと思うと、後悔いたしました。上にも少し書きましたが、心配していた論文民法の評価は良かったので、むしろ、手応えがなかったという一時の感情に振り回され、試験期間中に無駄に使ってしまった時間こそ、不合格の理由かもしれません。

ただ、いずれにしても、正直言って知識の定着がやや疎かであったにも関わらず、合格点僅か足らずの点数が取れたのであれば、知識の再定着を図り、短答の点数を伸ばしたり、論文で論点を落とさないようにさえすれば、翌年は合格確実であると思いき、ポジティブな気持ちにもなれました。そして、学部入学前に入った最初の予備校とは別の予備校を申し込み、インプットメインで再度勉強に取り組んでいくことを決めました。

(2) 法務省（厳密には近年の法務大臣）を嫌いになる

2022年11月、法務大臣が、「法務大臣というのは、朝、死刑のはんこを押して、昼のニュースのトップになるのはそういう時だけという地味な役職だ」という発言等をし、結果的に辞任に追い込まれました。死刑制度の是非については別にして、少なくとも行為だけを見れば、死刑が国家による行為の中で最大の人権侵害であることは否定し難いかと思います。それにもかかわらず、あることか、そのような人権侵害を命じる権限を有する法務大臣が、死刑執行命令を笑い話として用いたことについては、法と人権を勉強してきた者として許せませんでした。

英語の "justice"、古フランス語の "justic (s) e"、ドイツ語の "Recht"、ラテン語の "iustitia"、"iustus"、"ius" 等、この辺りの語源の関係性については全く知識が無いので深入りしませんが、人間社会において、司法と正義は、表裏一体であると思います。法務省（英語名 "Ministry of Justice"）も、単に法を司る官庁ではなく、人権擁護等の社会正義を実現する機関であると思います。実際に、法務省の任務には、「国民の権利擁護」が含まれ（法務省設置法 3 条 1 項）、所掌事務には、人権擁護に関するもの含まれます（同法 4 条 1 項 26 号～ 29 号等）。思い返すと、歴代法務大臣には、国外逃亡した被告人に対し、「潔白だというのなら、司法の場で正々堂々と無罪を証明すべきであると思います」と発言した者（本人は言い間違いと主張）、就任前に公職選挙法違反をし、辞任後に有罪判決を受けた者等、人権感覚や遵法精神に乏しかった者が何人もいます。

司法試験を行う主体は、司法試験委員会である（司法試験法 12 条 2 項 1 号）ものの、そもそも「司法試験に関すること」自体は、元々、法務省の所掌事務です（法務省設置法 4 条 1 項 4 号）。そして、司法試験委員会は、法務省に設置される機関であり（司法試験法 12 条 1 項）、委員については、法務大臣が任命します（同法 13 条 2 項）。また、司法試験審査委員については、司法試験委員会の推薦に基づき、法務大臣が任命します（同法 15 条 2 項）。更に、司法試験法に定めるもののほか、司法試験の実施に関し必要な事項は、法務省令で定めるとされており（同法 17 条）、実際に、法務省令たる司法試験法施行規則が存在します。これらからすると、司法試験制度については、法律上、法務大臣が責任者と言えるかと思います。私は、多くの受験生が、日々、神経をすり減らしながら司法試験に向き合っている一方で、司法試験制度が、遵法精神や人権感覚を欠く法務大臣の下で動いていたことについては、非常に不愉快であると感じました。このように法務省又は法務大臣に失望すると同時に、私自身が、しっかりと司法試験に合格し、法曹としてこのような現状を変えなければならぬと思いました。

(3) CBT を導入との報道

2 回目の司法試験直前期の 2023 年 6 月、2026 年の司法試験から CBT を導入方針という報道がなされました。CBT の導入自体は良いことであると思います。

ただ、まず、法科大学院は、3年が標準修業年限（専門職大学院設置基準18条2項）であり、法学既習者については、1年を超えない期間だけ在学したものとみなすことができるというだけです（同基準25条1項、2項）。つまり、法科大学院においては、いわゆる未修として、3年間在学するのが原則です。また、法科大学院ルートでの司法試験の受験は、修了者が原則であり（司法試験法4条1項1号）、いわゆる在学中受験は、「前項の規定にかかわらず」（同条2項柱書）という文言からすれば、例外と言えます。そのため、現実との乖離は別として、（本学法科大学院は既に募集停止しておりましたが）2023年4月に法科大学院へ入学した方（この中には司法試験が手書きであることを前提に入学した方もいるかもしれませんが）は、2026年3月に修了し、同年の司法試験を受験することを基本とするのが、法科大学院制度における法律の建前かと思えます。このような状況で、急にCBT方針を決めるのは不親切であると思いました。もちろん、法科大学院は、司法試験に合格するテクニックを勉強する場ではないですが、司法試験を法科大学院教育との有機的連携に基づく位置付けとしている（同法1条3項、法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律1条）以上、法科大学院入学と司法試験の受験勉強は切り離せないと思えます。

過去にも（新）司法試験では、様々に試験制度の変更がありました。ただし、大大問の廃止は、小科目の時間配分を強制的に決められてしまうものの、試験の根本的な変更ではありませんでした。短答科目の縮小も、いわゆる下4法が得意な人にとっての影響は否めませんが、何か新しく取り組まなければならないことが増えるわけではありませんでした。受験回数制限の緩和は、3回目以内の受験生にとってライバルが多少増えるくらいの影響で、基本的には全受験生にとって有利な変更であったと言えます。2023年の在学中受験の開始は、「法曹コース」と合わせて2019年には公表されておりました。2019年時点で法科大学院1年生の方は、標準修業年限でいけば2022年3月に修了し、同年に受験をできますから、少なくとも1回はライバルが過度に増えない環境で受験をできるのが設計上の原則であり、影響は一定程度でした。それ以降でも、2023年の試験では合格者が増えており、一定の配慮が見られました。

一方、手書きの試験をCBTに変えるのは、試験の性質が根本的に変わります。現行の試験制度を基本とするのであれば、2時間という時間制限の中で相当量

の資料を読み込み、相当量の文字数を書かせる試験では、現在でいう筆記速度と同様に、タイピング能力が大きく影響を与えます。また、個人的な感覚としては、頭の使い方も異なる気がいたします。加えて、あまり今後の受験生を不安にさせたくはありませんが、2024年1月現在では、「2026年から導入する方針」という程度の情報しかなく、本当に導入するのか、問題形式や量は変わりうるのか、問題文や六法は紙なのか等についても、不明の状況です。

CBT導入の検討自体は、2022年からされていた痕跡（「デジタル社会の実現に向けた重点計画」2022年6月7日）がありますが、その結果、どのような根拠で2026年からの導入という方針になったのかは不明です。法曹たるものパソコンくらい使いこなせなければならないという考え方もあろうかとは思いますが、パソコンを用いた実務には合格後に対応すれば良く、歴代の合格者もそうしてきたのですから、CBTを急ぐ必要はなかったはずです。せめて、内容等の方針に具体性があればまだしも、それも特に無いまま開始時期の方針だけ決めてしまったのは、明らかに結論先行であり、デジタル庁と政府の実績作りとしか思えませんでした。

と、あたかも法科大学院に未修入学したばかりの方の味方のような目線であれこれ述べましたが、結局一番可愛いのは自分でして、つまるところの不満点は、私の場合、仮に5回目の受験をすることになった場合、その5回目が、2026年になる予定であったということです。私は、この国の『デジタル化』なるものを基本的に信用しておりません。5回目のラストチャンスでCBTなどという事態は、そもそも求められる能力が根本的に変わりますし、トラブル0とも思えませんので、避けなければならないと思いました。このようなこともあり、幸か不幸か、絶対に次の受験で合格すると決意が固まりました。

ちなみに、ここで書き並べることはいたしません。CBT導入方針についての不満は一例であり、司法試験制度への不満は色々あります。このようなことを書いていると、合格したばかりのペーペーが調子に乗っていると思われるのかもしれませんが、しかし、私は、主権者たる日本国民であり、法令に基づき実施される司法試験の制度について意見を述べる権利が当然にあります。そして、国民の中では、現に法科大学院に通い、司法試験を受験した直後の者こそが、現行の司法試験制度についての一番の有識者ではないでしょうか。また、日本国の刑事被告人には、「資格を有する弁護士」を依頼する権利が保障され

ております（憲法 37 条 3 項前段）。わざわざ有資格という条件を付けている以上、この「資格」は、被告人の権利擁護に足る能力を有することの証明であることを求めているのであろうと思います。そのため、国民はもちろん、日本国で刑事被告人になりうる潜在的可能性がある者には、日本国の弁護人の資格制度がこのような憲法の要求に応えるように整備されているかについて、意見を述べる権利があるはずです。

しかし、仮に私が司法試験に合格できなかった場合、このようなことをいくら騒ぎ立てたところで誰も相手にはしてくれず、「合格できなかった者が言い訳をしている」としか評価されないのが現実であるかもしれません。そのため、私は、このように司法試験制度について堂々と意見を述べるためにも、司法試験に合格する必要がありました。

(4) 2 回目の司法試験直前期

始めから知識の再定着を重視しておりましたので、試験が近づいて来た頃は、ひたすらテキストを反復しており、あとは当日の論述勝負と思っておりました。また、在学中受験の開始で受験者層が変わったことや受験人数が増えたことによる合格者数への影響のみ多少心配でしたが、2 回目の試験では、合格する予感がしておりました。そのため、試験前の 1 ヶ月ほどがとても長く感じ、翌日にでもすぐに受験をしたい気分でした。2022 年の受験番号のことは好きになれませんでした、2023 年の受験番号のことは好きになりました。

7. 2 回目の司法試験（2023 年 7 月）

(1) 1 日目（選択科目、公法系科目）

選択科目（知的財産法）で、少し特殊な問題が出ました。どのように書くか迷ってるうちに、ペンを動かさないまま時間が過ぎていきました。頭が回らなくなり、投げ出して帰りたい気持ちになりましたが、そのようなことをしても自分の置かれている状況は改善しません。来年に同じような嫌な気持ちにならないためにも、選択科目では、最低限の点数を守ろうと切り替えました。

憲法と行政法については、どちらかと言えば得意な科目でしたし、出題分野も割と勉強していたところであったので、概ね満足のいく答案を作れました。

(2) 2 日目（民事系科目）

民法で、試験時間に追われるあまり、設問 2 の小問 (2) を飛ばすという重

大なミスを犯しました。試験終了直後は、かなりよくできたと感じておりましたが、休み時間に入った瞬間にこのミスに気がつきました。ここまで来てしようもないミスをしてしまったと絶望的な気分になり、最初、商法の試験の準備を始める気分になれませんでした。しかし、このように辛い時こそ、ポジティブに考えることが重要です。仮に弁護士であれば、本来主張すべきことを忘れたがために、依頼者が、有罪になったり、財産や権利、法的地位を失うかもしれません。このように法曹として他人の人生を左右してしまうミスに比べれば、司法試験でのミスは、所詮は答案用紙上での虚構に過ぎません。むしろ、司法試験でこのようなミスを経験したからこそ、法曹になってから重大なミスをしないうちに気を引き締める良いきっかけになったと考えました。また、受験生としての立場に立ち返っても、「設問2の小問(2)を飛ばしたからこそ、設問3が他の受験生よりも充実して書けたかもしれないし、気にし過ぎないようにしよう」と考えました。

このように気持ちを切り替え、商法では、しっかり勉強していた分野が出題されたこともあり、それなりの論述ができました。民訴法も、難しいながら、守れたかなという感じでした。

(3) 中日

1回目の受験でのミスを反省し、ここで集中力を切らさないことが重要であると理解しておりました。そのため、前年と比べ、しっかりと集中して勉強ができました。短答についても概ね不安を無くせていたため、刑事系科目の論文に備えた復習に時間を使えました。

(4) 3日目(刑事系科目)

前年、刑事系科目でそれなりに書けたと思いつつ点が伸びなかったため、不安はありました。ただ、中日でしっかりと復習ができたため、前年よりも、本当に書くべきことを意識して選別しながら書くことができました。

(5) 4日目(短答)

憲法は、よくできて安心いたしました。民法は、一定の手応えはあったものの、確信を持って解けない問題もあり、どのくらいの点数かは分からないという感覚でした。しかし、残りの刑法で合否が決まるかもしれないので、ここであれこれ考えても仕方がないと思い、最後の刑法で1点でも多く稼ごうと思い集中いたしました。

刑法の問題を開くと、「強制わいせつ」・「強制性交」という文字が目に入り、腹が立ちました。試験期間中に改正法の施行があるため、試験直前期、司法試験における出題法令のルール等を綿密に確認し、試験当日は、原則として改正法により出題されることを確認しておりました。そして、教材も少ない中、時間をかけて改正法での要件等の確認をしておりました。それにもかかわらず、蓋を開けると、問題側が間違っておりました。ちなみに、当該問題は、例外的出題において必要な広報がされなかったことを理由に全員正答扱いとなりました。なお、このルールにつきましては、2024年（令和6年）司法試験から変更があるため、各自でご確認ください。

8. 2回目の司法試験後

短答の結果が送付され、それなりの高得点を取っていたこともあり、おそらく合格していると思いました。それでも、合格発表の日が待ち遠しく、ずっと落ち着かない気分でした。合格発表までは、1回目の試験後と同様、勉強をセーブしつつ過ごしておりました。

2023年司法試験から、おそらくコロナ禍で取りやめていたであろう法務省等での合格者受験番号の掲示が再開されました。しかし、落ちていたらショックで家に帰れなくなりそうですし、冷静に間違い無く確認したかったので、自宅で確認することにいたしました。

そして、スマートフォンで合格発表のページを開きました。自分の受験番号を見つけました。合格時の気持ちについては、あれこれ書きません。是非、必ず、皆様ご自身で体験してください。

9. おわりに <今後の司法試験受験生の皆様へ>

(1) 受験生として～とにかく最後まで全力で受験する～

とにかく、最終日の最終科目まで、確実に受験してください。毎日10時間以上勉強したところで、試験地へ辿り着けなかったり、試験前や試験中に何らかのトラブルに見舞われて受験を続けられる状態を保てなくなれば、合格はできません。試験が近づいてきましたら、食事内容にも気をつけてください。私は、試験1ヶ月前頃から、生魚を避けておりましたし、焼いた魚や肉を食べる場合にもしっかりと焼いておりました。私は、受験の4日間だけは、どんなこ

とが起きても、試験場に辿り着く覚悟でおりました。

また、途中の科目で失敗をしたと思っても、終わった科目を過度に振り返らず、最終日の最終科目まで諦めずに全力を出しきってください。貴方がよく書けなかった科目については、他の方もよく書けていないかもしれません。また、大科目で足切りにならない限り、1つ2つの小科目のミスだけでは、直ちに合否が決まることはありません。もっと言えば、人間が実施している試験ですので、何が起きるか分かりません。試験後に極めて重大な出題ミスが明らかになり、貴方があまりよく書けなかったと思った小科目の設問が没になるかもしれません。もっと酷い場合、再試験になる可能性も、基本的には無いでしょうが、0%ではないかもしれません。その他、結果的に貴方に有利に働く何らかの事象が発生するかもしれません。他人の失敗や不幸を期待してはいけません、他の受験生の妨害やその他の不正行為をしない限り、「自分だけは、試験中に何が起きても合格する」という心構え自体は、誰からも責められるものではありません。

(2) 人として～健康で文化的な生活を保つ～

我々は、受験生である前に、人間です。試験勉強のことだけを考えて健康を害することがあってはいけません。そもそも、健康を害した場合、試験に影響が出る可能性もあります。私は、司法試験前、1回目も2回目も、やや体調を崩してしまいました。また、健康を二の次にして短期合格をしたとしても、健康寿命が数年減ってしまっは、元も子もありません。

心の健康も同様です。働いていたり、家族やパートナーを持ちながら司法試験の勉強を続けておられる方は、それらとの両立にお悩みであったりするかもしれません。専業受験生として司法試験界に飛び込んでしまった方も、同年代の知人等が社会人として活躍している中で勉強を続けることは、なかなか精神的に辛いこともあるかもしれません。落ち続けたらどうしよう等とネガティブに考えることもあるかもしれません。苦しい時は、医師、法科大学院の教職員等に相談してみてください。在学生の方は、大学の学生相談室に相談するのも選択肢かもしれません。

そして、文化的な生活も大事にしましょう。あくまでも私の感覚ですが、今の司法試験においては、科目によって、法律論のみならず、物事をどう捉え、それを法曹としてどのように考えるかということも一定程度測られている面が

ある気がいたします。もちろん、そのような要素が強くなり過ぎて、「法曹としての資質を測る」という名目で思想差別が行われるようなことがあってはいけませんし、現時点ではそこまでには至っていないかとは思いますが。ただ、受験生の現実としては、『妥当な結論を導く力』のようなものを身に付けた方が、問題を解きやすい場合もあるかもしれません。そして、そのような力は、時事のニュースを見たり、読んだり、聞いたり、娯楽文化に触れたり、人と交流したりという実体験を通さなければ、獲得が難しいかもしれません。人により可処分時間が異なるため、絶対的なことは言えませんが、勉強に支障が出ないことを前提に、趣味の時間や人と関わる時間も大切にすべきであると思います。このような時間は、勉強に集中するためのリフレッシュになったり、心身の健康を保つことにも繋がるかと思えます。

以上、最後までお読みくださりありがとうございました。